**令和3年度　高等教育の修学支援新制度における**

**（日本学生支援機構）給付奨学金家計急変　申請書類チェック表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学部 | 工芸科学部 | 課程 | | 課程 | |
| 学籍番号 |  | | 氏名 | |  |

提出書類

以下全ての内容のチェック項目を記入し、該当する書類を提出してください。記入上の注意は、

HP（https://www.kit.ac.jp/campus\_index/life\_fee/scholarship/jassoscholarship/kakeikyuhen/）から確認してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チェック項目 | | 提出書類 | | 対象者 |
| □ | | ・給付奨学金確認書 | | 全員 |
| □　「学部・課程・分野」欄は、「工芸科学部」と記入しました。 | |
| □　「学科・専攻」欄は、記入せず、空欄にしました。 | |
| □　 生計維持者欄（親権者欄）は、「同上」と省略せずに記入しました。 | |
| □ | | ・給付奨学金申請書（家計急変採用） | |
| □ | | ・スカラネット入力下書き用紙 | |
| □　　内容を全て記入しました。 | |
| □　　コピーを手元に残しました。 | |
| □　　記入上の注意をHPで確認しました。 | |
| チェック項目 | | 提出書類及び対象者 | | |
| **該当しない** | **該当** | 家計急変に関する証明書類（家計急変事由によって提出する書類が異なります。） | | |
| □ | □ | 家計急変事由が「A.生計維持者の死亡」 | | |
| 該当の場合、  提出が必要 | | □ | 下記いずれかを提出  ・戸籍謄本（抄本）  ・住民票（死亡日記載のもの） | |
| □ | □ | 家計急変事由が「B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難」 | | |
| 該当の場合、  提出が必要 | | □ | 下記(1)及び(2)の書類を提出  (1)医師による診断書  ※「半年以上就労困難である旨」、「就労困難となった期間の始期」が明記されているものを提出してください。  (2)雇用主による休暇（休職）に係る証明書  ※「当該休職の期間」、「当該期間中の給与支給(見込)額」の記載があるものを提出してください。（自営業者等の場合は提出不要） | |
| □ | □ | 家計急変事由が「C.生計維持者が失職（「非自発的失業」に限る）」 | | |
| 該当の場合、  提出が必要 | | □ | 下記(1)及び(2)の書類を提出。  (1)雇用保険被保険者離職票（コピー）又は雇用保険受給資格者証（コピー）  (2)家計急変が発生した日の属する月分から申請月※までの所得が分かる書類  ※申請月分が提出できない場合は、申請月の前月分  （家計急変事由発生後再就職し、課税所得がある人のみ）  ◇給与所得者…給与明細（コピー）：最大直近12ヶ月分  ◇自営業者…「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書」：最大直近12ヶ月分 | |

裏面へ続く

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チェック項目 | | | 提出書類及び対象者 | | |
| **該当しない** | | **該当** | 家計急変に関する証明書類（家計急変事由によって提出する書類が異なります。） | | |
| □ | | □ | 家計急変事由が「D生計維持者が震災、火災、風水害等（コロナを除く）に被災した場合」であって、以下ⅰ又はⅱのいずれかに該当する  ⅰ）上記A.～C.のいずれかに該当  ⅱ）被災により、生計維持者が生死不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | | |
| 該当の場合、  提出が必要 | | | □ | 下記(1)～(3)全ての書類を提出。  (1)罹災証明書  (2)上記A.～C.に示す書類（被災等により、上記A.～C.のいずれかに該当する場合のみ）  (3)家計急変が発生した日の属する月分から申請月※までの所得が分かる書類  　※申請月分が提出できない場合は、申請月の前月分  （家計急変事由発生後も、課税所得がある人のみ）  ◇給与所得者…給与明細（コピー）：最大直近12ヶ月分  ◇自営業者…「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書」：最大直近12ヶ月分 | |
| □ | □ | | 家計急変事由が「D.生計維持者が新型コロナウィルス感染症の影響により家計が急変した場合」であって、以下ⅰ又はⅱのいずれかに該当する  ⅰ）上記A.～C.のいずれかに該当  ⅱ）生計維持者の世帯収入が大きく減少した場合 | | |
| 該当の場合、  提出が必要 | | | □ | 下記(1)～(3)全ての書類を提出。  (1)「国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書」又は、  「新型コロナウィルス感染症の影響を事由とした家計急変における公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」及び「減収前の給与明細等1ヶ月分」  (2)上記A.～C.に示す書類（被災等により、上記A.～C.のいずれかに該当する場合のみ）  (3)家計急変が発生した日の属する月分から申請月※までの所得が分かる書類  ※申請月分が提出できない場合は、申請月の前月分。  （家計急変事由発生後も、課税所得がある人のみ）  ◇給与所得者…給与明細（コピー）：最大直近12ヶ月分  ◇自営業者…「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書」：最大直近12ヶ月分 | |
| チェック項目 | | | 提出書類  《対象者に該当の場合、提出が必要》 | | 対象者 |
| **該当しない** | **該当** | |
| □ | □ | | ・[A様式1]大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 | | 3月に授業料減免申請を行わなかった人  ※授業料振込用紙が届いても授業料を支払わないでください。また、授業料の口座振替利用者は、口座の残高を授業料の金額未満にし、引落できないようにしてください。なお、引き落としされた後、授業料の全額又は一部免除が決定した場合は、免除相当額を返還します。 |
| □ | □ | | ・学修計画書（内容はパソコン作成可） | |
| □ | □ | | 以下いずれかを提出  《在留期間が切れていないもの》  ・在留カードのコピー  ・特別永住者証明書のコピー  ・住民票コピー | | 外国籍の人 |
| □ | □ | | 以下いずれかを提出  ・施設等在籍証明書  ・児童（里親）委託証明書  ・措置解除決定通知書のコピー | | 児童養護施設等に入所又は里親に養育を受けていた人 |
| □ | □ | | 海外居住に伴う収入等証明書類  （該当者は、下記問い合わせ先に連絡してください。必要書類についてお伝えします。） | | 本人又は生計維持者が、令和2年1月1日時点で日本国内に居住していない人 |

＜提出先・本件問合せ先＞

　〒606-8585　京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

　　京都工芸繊維大学　学生支援・社会連携課経済支援係

TEL：075-724-7143（平日8：30～17：00）　Ｅ-MAIL：shogaku@jim.kit.ac.jp